

2022年10月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田多町二丁目1番地

株式会社大盛工業

取締役社長 福 井 龍 一

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染回避のため、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場はお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「QRコード」または「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年10月25日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテル ラングウッド 2階 孔雀の間
(昨年と会場が変更となっております。末尾の会場ご案内図
をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第56期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載することにより周知させていただきます。

◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「新株予約権等の状況」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト <https://www.ohmori.co.jp>

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における経済活動の制約が徐々に緩和されたことにより全般的に持ち直しの動きが見られたものの、ウクライナ情勢に起因するエネルギー、原材料価格の上昇の継続、円安に伴う物価上昇の更なる高まりにより、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

国内建設市場につきましては、国土強靱化対策による公共投資は引続き底堅く推移し、東京都における上・下水道設備の建設におきましても、老朽化設備の更新工事、浸水・震災被害対策工事の発注が継続して行われた一方、建設資材価格高騰の継続、受注競争の激化等により、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループの主力の建設事業におきましては、完成工事総利益増加に向け、生産性向上に直結する工期の短縮、施工コストの削減の取組みを継続するとともに、上・下水道工事に加えて、港湾・河川工事等の受注にも積極的に取り組み、受注量の確保、増加に努めてまいりました。

不動産事業等におきましては、賃貸不動産物件、太陽光発電設備等の販売力を強化するとともに、優良な利回り物件の新たな購入にも注力いたしました。また、OLY機材リース事業につきましては、営業員の増員を図り、受注高・売上高増加に向けた営業活動を継続してまいりました。

通信関連事業におきましては、売上高及び売上総利益の増加を図るべく、通信所内設備の運用及び保守業務の新規案件の獲得に注力してまいりました。

その他事業におけるクローゼットレンタル事業につきましては、利用顧客数の増加に向けた宣伝、営業活動を継続してまいりました。

以上の結果、売上高は5,244,819千円（前期比5.9%増）、営業利益は

314,178千円（前期比3.4%減）、経常利益は317,778千円（前期比1.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は254,910千円（前期比4.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（建設事業）

建設事業におきましては、受注高5,399,552千円（前期比231.4%増）、売上高3,548,660千円（前期比0.1%減）、セグメント利益（営業利益）150,821千円（前期比16.5%減）となりました。

（不動産事業等）

不動産事業等におきましては、不動産物件の売却並びに賃貸収入、O L Y機材のリース販売等により売上高1,390,306千円（前期比28.8%増）、セグメント利益（営業利益）147,674千円（前期比33.6%増）となりました。

（通信関連事業）

通信関連事業におきましては、N T T局内の通信回線の保守・管理業務等により売上高316,967千円（前期比6.3%減）、セグメント利益（営業利益）15,696千円（前期比53.5%減）となりました。

（その他）

その他事業におきましては、クローゼットレンタル事業により売上高4,572千円（前期比5.6%減）、セグメント損失（営業損失）13千円（前期は383千円のセグメント利益）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事、主な完成工事及び事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

イ. 主な受注工事

| 発注元     | 工事名称                         | 施工場所                  |
|---------|------------------------------|-----------------------|
| 東京都財務局  | 車両基地撤去工事（3築－1）               | 中央区築地五丁目地内及び同区築地六丁目地内 |
| 東京都水道局  | 品川区八潮一丁目4番地先配水本管（400mm）布設替工事 | 東京都品川区八潮一丁目4番地先       |
| 東京都下水道局 | 浅草駅雨水貯留管工事                   | 台東区雷門二丁目、浅草一丁目、駒形二丁目  |

ロ. 主な完成工事

| 発注元      | 工事名称                         | 施工場所                         |
|----------|------------------------------|------------------------------|
| 東京都下水道局  | 大田区東馬込一丁目、品川区西大井五丁目付近枝線その2工事 | 大田区東馬込一丁目、品川区西大井五丁目          |
| 東京都下水道局  | 渋谷区渋谷四丁目、港区南青山五丁目付近再構築工事     | 渋谷区渋谷四丁目、東一、四丁目、港区南青山五、六、七丁目 |
| 東京都都市整備局 | 電線共同溝設置工事及び下水道管布設工事（2鐘－1）    | 東京都墨田区墨田四丁目地内から同区東向島五丁目地内    |

ハ. 事業別の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

| 区分     | 前期繰越高     | 当期受注高     | 当期売上高     | 次期繰越高     |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 建設事業   | 3,257,957 | 5,399,552 | 3,548,660 | 5,108,849 |
| 不動産事業等 | —         | 1,374,619 | 1,374,619 | —         |
| 通信関連事業 | —         | 316,967   | 316,967   | —         |
| その他    | —         | 4,572     | 4,572     | —         |
| 合計     | 3,257,957 | 7,095,711 | 5,244,819 | 5,108,849 |

(注) 当期受注高及び当期売上高は、セグメント間取引高を控除して算出しております。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、51,474千円であります。その主なものは、OLY事業のリース材の製作における設備投資によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの借入により3,168,000千円の調達を実施いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第 53 期<br>(2019年7月期) | 第 54 期<br>(2020年7月期) | 第 55 期<br>(2021年7月期) | 第 56 期<br>(当連結会計年度<br>(2022年7月期)) |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 受 注 高(千円)                   | 5,366,311            | 6,703,255            | 3,032,960            | 7,095,711                         |
| 売 上 高(千円)                   | 5,975,867            | 5,187,425            | 4,954,536            | 5,244,819                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(千円) | 157,513              | 337,360              | 243,236              | 254,910                           |
| 1株当たり当期純利益(円)               | 10.62                | 22.74                | 16.39                | 17.07                             |
| 総 資 産(千円)                   | 8,215,378            | 9,145,667            | 8,854,145            | 9,538,312                         |
| 純 資 産(千円)                   | 3,865,945            | 4,142,897            | 4,303,021            | 4,481,719                         |
| 1株当たり純資産額(円)                | 257.67               | 275.41               | 284.77               | 294.43                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 53 期    | 第 54 期    | 第 55 期    | 第 56 期    |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                | 2019年7月期  | 2020年7月期  | 2021年7月期  | 2022年7月期  |
| 受 注 高 (千円)     | 4,518,865 | 5,666,262 | 2,108,854 | 4,872,041 |
| 売 上 高 (千円)     | 4,927,461 | 4,216,361 | 3,963,558 | 3,938,211 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 154,333   | 259,157   | 193,189   | 276,935   |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 10.40     | 17.47     | 13.02     | 18.55     |
| 総 資 産 (千円)     | 7,975,055 | 8,853,019 | 8,312,972 | 8,707,329 |
| 純 資 産 (千円)     | 3,875,728 | 4,074,476 | 4,184,555 | 4,385,278 |
| 1株当たり純資産額(円)   | 258.33    | 270.80    | 276.79    | 287.98    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第54期の売上高の減少は、建設事業において新規受注増加に伴う当該準備作業を行う工事が集中したことによる影響等によるものであります。
3. 第55期の売上高の減少については、建設事業において工事現場の竣工が重なり、手持ちの工事案件・受注高が減少したことの影響等によるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容        |
|--------------------|-------|----------|----------------|
| 株式会社東京テレコムエンジニアリング | 10百万円 | 100.0%   | NTT局内設備の運用及び保守 |
| 井口建設株式会社           | 30百万円 | 100.0%   | 建設工事の受注、施工     |
| 港シビル株式会社           | 20百万円 | 100.0%   | 建設工事の受注、施工     |

- (注) 1. 2021年10月に連結子会社であった、株式会社山栄テクノを同じく連結子会社である港シビル株式会社へ合併いたしました。
2. 連結子会社であったエトス株式会社は、2021年10月18日付で清算を結了したため、連結の範囲から除外しております。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

建設業界を取り巻く環境は、2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピックに伴う建設特需が終わり、受注競争が一層熾烈化してきている状況に加え、円安に伴う建設資材価格の高騰並びに労働者不足による労務賃金上昇等により厳しい経営環境が続いております。

また、当社グループが行う東京都における上・下水道管の更新工事、下水道設備における豪雨対策工事等につきましても、工事の発注は堅調に行われているものの、当該工事の受注におきましても競争が熾烈化していることから、厳しい経営環境となっております。

このような環境において、当社グループが行う各事業における当面の課題及び対応につきましては以下の方針に基づき実施していく予定です。

建設事業におきましては、完成工事高、完成工事総利益の向上に向けた収益基盤の拡大を図るため、上・下水道工事以外の新たな土木事業分野における受注に取り組んでまいります。また、事業を進めていくうえで課題となる東京都からの受注のみに依存する経営リスクへの対応並びに施工管理技術者及び施工労働者の確保が難しい状況の解消に向け、当社と競合しない発注先からの公共土木事業を展開し、且つ優秀な技術、管理技術者等を有する建設会社の取得（子会社化）に今後も積極的に取り組んでまいります。



不動産事業等における不動産賃貸事業につきましては、高い利回り、安定した収益が期待できる賃貸アパート物件の取得を今後も継続するとともに、保有物件の販売にも注力し、不動産事業等売上高、不動産事業等総利益の増加を目指してまいります。

また、当社が独自開発いたしましたOLY工法に使用するOLY機材のリース事業につきましては、官公庁での設計においてOLY工法が採用される地域が全国へと広がりを見せてきている状況などから、更なる売上規模、収益の向上を図るため、関東以南の中部地域において製作・整備を行う工場の建設並びに営業拠点の設置を行ってまいります。

通信関連事業につきましては、売上高及び売上総利益の増加を図るため、新規案件の受注、保守・管理以外の施工の受注に注力してまいります。

その他事業におけるクローゼットレンタル事業につきましては、利用顧客数の増加に向けた宣伝、営業活動を継続してまいります。

当社グループは、長年培ってまいりました技術の集積により競争力を高めていくと同時に、株式公開企業としての社会的責任を認識し、コンプライアンス体制を重視するとともに、実効性のある内部統制システムの整備・充実を推進してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

当社グループは建設事業、不動産事業等、通信関連事業及びその他としてクローゼットレンタル事業等を行っております。

| 事業区分   | 事業内容                         |
|--------|------------------------------|
| 建設事業   | 建設工事の受注、施工                   |
| 不動産事業等 | 不動産の売買・賃貸等、太陽光発電設備の販売、OLYリース |
| 通信関連事業 | 通信回線の保守・管理等                  |
| その他    | クローゼットレンタル事業                 |

(6) 主要な営業所及び工場（2022年7月31日現在）

① 当 社

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 本 店     | 東京都千代田区神田多町二丁目1番地 神田進興ビル8階 |
| 葛 飾 支 店 | 東京都葛飾区水元三丁目15番8号           |
| 茨 城 工 場 | 茨城県小美玉市川戸1543番地            |

② 子 会 社

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 株式会社東京テレコムエンジニアリング | 本社（東京都新宿区）  |
| 井口建設株式会社           | 本社（山梨県上野原市） |
| 港シビル株式会社           | 本社（東京都港区）   |

(7) 使用人の状況（2022年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

|      |             |
|------|-------------|
| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 131名 | 17名増        |

② 当社の使用人の状況

|      |           |       |        |
|------|-----------|-------|--------|
| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
| 67名  | 1名増       | 39.7歳 | 9.9年   |

(8) 主要な借入先の状況（2022年7月31日現在）

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 借 入 先             | 借 入 額       |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行   | 1,361,936千円 |
| 株 式 会 社 東 日 本 銀 行 | 632,963千円   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 368,184千円   |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年7月31日現在)

#### ① 発行可能株式総数

50,555,000株

〔普通株式 : 50,000,000株  
A種優先株式 : 277,500株  
B種優先株式 : 277,500株〕

#### ② 発行済株式の総数

14,972,849株

〔普通株式 : 14,972,849株  
A種優先株式 : 一株  
B種優先株式 : 一株〕

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は98,610株増加しております。

#### ③ 株 主 数

11,827名

#### ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                        | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|------------------------------|-----------|---------|
|                              | 株         | %       |
| WINBASE TECHNOLOGIES LIMITED | 1,041,500 | 6.96    |
| 高 野 廣 克                      | 730,900   | 4.89    |
| 中 島 敏 晴                      | 694,200   | 4.64    |
| マイルストーン キャピタル マネジメント         | 493,230   | 3.30    |
| 有 限 会 社 広 栄 企 画              | 228,358   | 1.53    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社          | 204,500   | 1.37    |
| 梶 英 夫                        | 167,000   | 1.12    |
| 株 式 会 社 プ ラ ス                | 150,002   | 1.00    |
| 大 場 健 一                      | 127,900   | 0.86    |
| 山 田 祥 美                      | 110,010   | 0.74    |

(注) 持株比率は、自己株式 (16,802株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役の状況 (2022年7月31日現在)

| 会社における地位               | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                          |
|------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長                | 福 井 龍 一 | 井口建設株式会社 代表取締役会長                                                                                      |
| 取 締 役 会 長              | 山 口 伸 廣 | 山口文化財団株式会社 代表取締役                                                                                      |
| 取 締 役                  | 栗 城 幹 雄 | O L Y 本 部 長<br>土 木 副 本 部 長                                                                            |
| 取 締 役                  | 織 田 隆   | 土 木 本 部 長<br>港シビル株式会社 代表取締役社長                                                                         |
| 取 締 役                  | 及 川 光 広 | 経 営 管 理 本 部 長<br>井口建設株式会社 監査役<br>港シビル株式会社 監査役                                                         |
| 取 締 役                  | 尾 崎 忠 弘 | 事 業 開 発 本 部 長<br>株式会社東京テレコムエンジニアリング<br>取 締 役                                                          |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 熊 谷 恵 佑 | Sincere Accounting Consulting<br>Asia Co., Ltd. 代表取締役<br>株式会社シンシア会計コンサルティ<br>ングジャパン代表取締役<br>公 認 会 計 士 |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 三 浦 暢 之 | 公認会計士三浦暢之事務所代表<br>T I S 税 理 士 法 人 代 表 社 員<br>公 認 会 計 士 ・ 税 理 士                                        |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 池 田 裕 彦 | 池田裕彦法律事務所代表<br>弁 護 士                                                                                  |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)熊谷恵佑、三浦暢之、池田裕彦の3氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)熊谷恵佑氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)三浦暢之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)池田裕彦氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払限度額の範囲内で損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を参考にし、当社業績、当社従業員の給与水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

#### b. 業績連動報酬等（金銭報酬・賞与）並びに非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を

含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその数値は、中期経営計画と整合するように計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、取締役が、当社株価の上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主様と共有し、当社の企業価値向上に対する貢献意欲を高めるために株式報酬型ストック・オプションとし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に相当する株式数をストック・オプションとして毎年、一定時期に付与する。

- c. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等（金銭報酬・賞与）の額、非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬の割合については、基本方針のとおり、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各職責を踏まえた最も適切な支給割合となるように決定するものとし、その客観性・妥当性を担保するために、当社と同業種・同規模の他社における役位別の報酬割合と報酬額をベンチマークとし、併せて当社の財務状況を踏まえたうえで決定する。

- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の報酬額については、その決定過程において客観性、公正性を担保する必要があるため、取締役会決議に基づき代表取締役社長福井龍一がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限に基づき、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成に関して各取締役が果たした役割、貢献度合いなどを勘案して、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等（金銭報酬・賞与）の額、非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）の額を決定する。

ロ. 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                              | 対象となる<br>役員の員数<br>人 | 報酬等の総額<br>千円       | 報酬等の種類別の総額<br>千円   |                   |                                 |
|----------------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------------------|
|                                  |                     |                    | 基 準 報 酬            | 業績連動報酬等<br>(役員賞与) | 非金銭報酬等<br>ストック・オプション<br>(新株予約権) |
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 7<br>(-)            | 102,358<br>(-)     | 58,950<br>(-)      | 15,620<br>(-)     | 27,788<br>(-)                   |
| 取 締 役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 4<br>(4)            | 16,090<br>(16,090) | 14,040<br>(14,040) | 2,050<br>(2,050)  | -<br>(-)                        |

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役1名および監査等委員である取締役(社外取締役)1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、当該株主総会決議において、取締役(監査等委員であるものを除く。)のストック・オプションとしての報酬額を上記年額200,000千円(ただし、使用人分給与は含まない。)の報酬限度額の範囲内とする旨を決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は6名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議いただいております。また、当該株主総会決議において、監査等委員である取締役のストック・オプションとしての報酬額を上記年額50,000千円の報酬限度額の範囲内とする旨を決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名であります。
5. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員賞与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。当連結会計年度の当社グループの営業利益は、314,178千円でした。
6. 持続的な業績向上と企業価値向上を図り、また、株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として取締役に対してストック・オプション(新株予約権)を付与しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）熊谷恵佑氏はSincere Accounting Consulting Asia Co., Ltd. の代表取締役及び株式会社シンシア会計コンサルティングジャパンの代表取締役を兼務しております。

なお、当社とSincere Accounting Consulting Asia Co., Ltd. 及び株式会社シンシア会計コンサルティングジャパンとの間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）三浦暢之氏は公認会計士三浦暢之事務所の代表及びT I S税理士法人の代表社員を兼務しております。

なお、当社と公認会計士三浦暢之事務所及びT I S税理士法人の間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）池田裕彦氏は池田裕彦法律事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と池田裕彦法律事務所との間には特別の利害関係はありません。



ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名                   | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                        |       |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 取締役（監査等委員）<br>熊 谷 恵 佑 | 取締役会（11回開催）                                                                                                                              | 11回出席 |
|                       | 監査等委員会（7回開催）                                                                                                                             | 7回出席  |
|                       | 主な活動内容としては、当社の期待する公認会計士としての専門的見地から各種助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、各監査等委員の認識共有を図り、監査等委員会における監査全体のまとめ役としての役割を果たしております。 |       |
| 取締役（監査等委員）<br>三 浦 暢 之 | 取締役会（16回開催）                                                                                                                              | 16回出席 |
|                       | 監査等委員会（10回開催）                                                                                                                            | 10回出席 |
|                       | 主な活動内容としては、当社の期待する公認会計士・税理士としての専門的見地から、各種助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                             |       |
| 取締役（監査等委員）<br>池 田 裕 彦 | 取締役会（16回開催）                                                                                                                              | 16回出席 |
|                       | 監査等委員会（10回開催）                                                                                                                            | 10回出席 |
|                       | 主な活動内容としては、当社の期待する弁護士としての専門的見地から、各種助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                   |       |

- (注) 1. 上記の取締役会以外に、会社法第370条及び当社定款第39条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。
2. 取締役（監査等委員）熊谷恵佑氏は、2021年10月26日開催の第55回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役（監査等委員）と異なります。  
なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、監査等委員会の開催回数は7回であります。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称  
監査法人アヴァンティア

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 23,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当社と会計監査人との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用  
状況の概要は以下のとおりであります。

##### ① 監査等委員でない取締役（以下、「取締役」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の諮問機関として外部有識者を主要メンバーとして設立したコンプライアンス委員会に対して、当社の主要案件・主要業務を適宜、報告することにより、外部の牽制を通じて重要事項に対する法務チェックを行う。

また、全社的な法令遵守体制の確立を図るため、業務部門から独立した内部監査室により、使用人の業務執行状況の監査を行う。そして、当社において、原則3か月に1回開催される、全役職員が出席する全体会議において、代表取締役社長及び担当取締役が法令遵守の重要性を定期的に説明し、法令遵守体制の全社的な強化・徹底を図る。

また万一、取締役または使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報、相談できる体制を整備する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体（文書または電磁的媒体）に応じて適切に保存及び管理するものとし、また、取締役及び監査等委員である取締役は、その保存媒体を必要に応じ、閲覧できるものとする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理は総務部が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。

万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長若しくは代表取締役社長が指名する取締役が総括責任者となり、迅速且つ適切な対応を行い、損失を最小限に止めるものとする。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務分担を明確にし、担当職務に関する権限を委譲し、職務執行の効率化を図る。

当社の経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする取締役によって構成される経営会議において、事前に討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

各取締役は、毎月開催される定時取締役会において担当職務に関する報告を行い、取締役会が、全社的な業務の効率化と方向性の統一を行い、取締役が効率的に職務を執行することのできる環境を整える。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の所管業務については、その自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、透明性を確保した企業集団のコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制の確立を図るため、当社経営企画担当取締役が統括管理する。

ロ. 子会社に法令違反があると思われる時には、当社経営企画担当取締役の指示により当社の内部監査室が、当該子会社の監査を実施する。

ハ. 重要事項を実施する場合、当社の稟議事項とするとともに、所定の事項については、その実施前に、当社経営企画担当取締役に報告する。

⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は取締役会を開催して、監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を決定する。

また、監査等委員である取締役を補助すべき使用人として選任された使用人は、当該期間中は監査等委員である取締役の指揮命令の下で監査等委員である取締役の補助業務を行うものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及びその他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項及び重要な決定事項、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反、その他必要な重要事項を監査等委員である取締役に報告するものとする。

監査等委員である取締役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して必要事項に関して報告を求めることができ、また、重要と思われる会議に出席することができるものとする。

なお、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員である取締役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑨ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員である取締役は定期的に、また必要に応じ、代表取締役社長、会計監査人、顧問弁護士と意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価するために、「内部統制の基本方針書」「内部統制の整備・運用及び評価基本計画書」を定め、必要な業務体制を整える。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、業務の適正性、効率性を確保している。なお、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社は、2015年10月27日より監査等委員会設置会社に移行している。また、子会社の内部統制管理に関しては、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、子会社の従業員から情報を収集する等子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでいる。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

#### イ. 企業価値向上への取組み

当社が設立された1960年代は、1964年に東京オリンピックが開催されるなど、高度経済成長期の最中でありましたが、当時の東京は下水道の整備が進んでおらず、都内を流れる河川はとて汚染のひどい状況でありました。

当社の創業者は、このような環境を憂い、「下水道を中心とした生活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい」という思いから、1967年6月に当社を設立し、「人と地球に優しい、クリーンな環境を未来へ」を基本テーマに、以降、半世紀以上の長きに亘り、上・下水道工事（以下「土木事業」といいます。）の専門業者として事業を行ってまいりました。

現在、東京都区部の下水道は、1994年に概成100%の普及に至ったものの、明治時代より始まった下水道の整備は、初期に敷設した下水道管の老朽化が進んでおり、新たな下水道管への入替えや補修を行う必要があるほか、雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを図る再構築工事を行うことも急務となっており、当社の果たすべき使命はこれからも増大していくものと予想されます。

また、当社は、創業時より行っております土木事業のほか、不動産

事業等、通信関連事業を加えた3事業を主体として事業運営を行っており、各事業を通じて「人と地球に優しい環境作り」に今後も貢献していくとともに、各事業の収益性を高め、高収益体質企業を目指し、事業を推進してまいります。

今後の当社における企業価値向上への取組みといたしましては、東京都等における大都市の地下は、地下鉄、東電管、NTT管、ガス管等が輻輳して埋設されており、当社が行う土木事業に関しましても、高い技術力のほか、長年積み重ねた施工経験が必要となっております。

また、土木従事者につきましては、年々人員が減少している傾向にあることから、施工管理技術者、施工を行う技能労働者の確保が難しい状況が続くものと思われまます。

このため、土木事業におきましては、優秀な技術力、優秀な技術者を保有している優良な会社の子会社化（M&A）等にも積極的に取り組み、事業エリアの拡大、技術者の確保を行うとともに、専門業者として長年積み重ねてきました技術・ノウハウの継承を確実にを行い、土木事業のプロフェッショナル企業としての地位の確立を図ってまいります。

不動産事業等におきましては、安定且つ継続的な収益の確保を図るため、不動産物件の建設・販売及び賃貸事業を今後も継続するほか、当社の独自特許工法であるOLY工法に使用する覆工機材リース事業につきましては、生産・販売体制の強化を図り、関東圏を中心とした販売から全国への販売に拡大し、取引高の増大を目指してまいります。

通信関連事業におきましては、現在行っております、NTT局内の保守・管理事業に加え、関連する工事の施工体制を構築し、業容の拡大を図るとともに、土木事業との相乗効果も模索してまいります。

その他の取組みといたしましては、当社グループ全体の業容の拡大、発展を図るため、新規事業の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

#### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「人と地球に優しい環境作り」を企業理念とした事業活動を行うことを通じて、社会に貢献することを目指しておりますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っております。

##### ・コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の

知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っております。

また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもって実行されているかをチェックしております。

監査等委員でない業務執行取締役は6名であり、任期は1年であります。会長、社長は全社を統括・管理しており、その他の4名の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しております。

取締役会は、業務執行取締役6名と監査等委員である取締役3名で構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互に監視しております。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役6名で経営会議を開催し、当社を取巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めております。

一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週1回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しております。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っております。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守し、事業目標の達成に向けて邁進しております。

#### ・内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当事業に関連する各種法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するために、業務を有効的且つ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを実現するために内部統制システムを構築しております。

内部統制システムにおいては、当社の事業活動に關して、まず、現状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これら



の活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しております。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の基本方針書並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策定して、財務報告に関する正確性を高めております。

また、内部統制システムに対するチェック機関といたしまして、監査等委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しております。

当社は、これらの活動を通じて、当社の行う各事業に対する内部統制を徹底しております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式等の大規模買付行為に関する対応策）

イ. 目的

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記①に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要且つ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

ロ. 概要

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、現在の独立委員会の委員には、監査等委員である社外取締役

3名が就任しております。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイト <https://www.ohmori.co.jp> の新着情報に掲載しております。2019年9月30日付開示資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

④ 本対応策に対する当社取締役会の判断及び判断に係る理由

当社株式等に対する大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合、株主の皆様が、当社の経営資源その他企業価値を構成する多様な要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは容易ではないと思われれます。本対応策は、当社株式等に対する大規模買付行為が予見された場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が検討を行うために必要な情報や期間を確保することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としております。

本対応策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に合致したものであると当社取締役会は判断しております。

~~~~~  
本事業報告は、次により記載しております。

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,161,513	流動負債	2,085,263
現金及び預金	2,659,264	工事未払金	561,507
受取手形・完成工事未収入金等	1,553,950	短期借入金	322,359
未成工事支出金	279,530	未払金	20,239
不動産事業等支出金	35,653	未払法人税等	65,598
販売用不動産	3,555,539	未成工事受入金	847,820
貯蔵品	36	賞与引当金	72,308
その他	79,876	役員賞与引当金	12,404
貸倒引当金	△2,337	損害補償損失引当金	2,500
固定資産	1,376,798	完成工事補償引当金	13,586
有形固定資産	1,031,143	その他	166,938
建物・構築物	334,856	固定負債	2,971,329
機械・運搬具	87,363	長期借入金	2,919,792
土地	608,922	繰延税金負債	1,989
無形固定資産	68,814	役員退職慰労引当金	9,150
のれん	66,938	その他	40,397
その他	1,876	負債合計	5,056,592
投資その他の資産	276,840	(純資産の部)	
長期貸付金	43,337	株主資本	4,403,442
固定化営業債権	1,837	資本金	2,779,466
保険積立金	8,000	資本剰余金	717,624
退職給付に係る資産	37,098	利益剰余金	960,424
繰延税金資産	61,914	自己株式	△54,073
その他	133,444	新株予約権	78,277
貸倒引当金	△8,791	純資産合計	4,481,719
資産合計	9,538,312	負債・純資産合計	9,538,312

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完成工事高	3,548,660	
不動産事業等売上高	1,374,619	
通信関連売上高	316,967	
その他の売上高	4,572	5,244,819
売 上 原 価		
完成工事原価	3,003,433	
不動産事業等売上原価	1,105,875	
通信関連原価	257,568	
その他の売上原価	527	4,367,404
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	545,226	
不動産事業等総利益	268,743	
通信関連総利益	59,398	
その他の売上総利益	4,045	877,414
販売費及び一般管理費		563,236
営業外収益		314,178
受取利息及び配当金	1,168	
為替差益	10,871	
保険解約戻金	13,682	
助成金収入	602	
未払配当金除斥益	1,288	
その他の他	4,566	32,179
営業外費用		
支払利息	26,250	
貸倒引当金繰入	215	
その他の他	2,114	28,580
経常利益		317,778
特別利益		
固定資産売却益	3,481	3,481
税金等調整前当期純利益		321,260
法人税、住民税及び事業税	80,036	
法人税等調整額	△13,686	66,349
当期純利益		254,910
親会社株主に帰属する当期純利益		254,910

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	2,768,662	707,162	809,519	△54,320	4,231,024	71,997	4,303,021
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△104,005		△104,005		△104,005
新 株 の 発 行	10,803	10,803			21,606		21,606
親会社株主に帰属する当期純利益			254,910		254,910		254,910
自己株式の取得				△115	△115		△115
自己株式の処分		△340		362	21		21
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						6,280	6,280
当連結会計年度変動額合計	10,803	10,462	150,904	246	172,417	6,280	178,697
当連結会計年度末残高	2,779,466	717,624	960,424	△54,073	4,403,442	78,277	4,481,719

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,864,731	流動負債	1,437,860
現金及び預金	1,607,037	工事未払金	386,796
受取手形	19,913	短期借入金	298,359
完成工事未収入金等	1,300,050	未払金	21,093
未成工事支出金	277,346	未払費用	41,720
不動産事業等支出金	35,653	未払法人税等	43,190
販売用不動産	3,555,539	未払消費税等	47,983
貯蔵品	15	賞与引当金	57,760
短期貸付金	14,800	役員賞与引当金	5,004
前払費用	27,085	未成工事受入金	482,333
立替金	12,247	預り金	31,379
その他	17,379	完成工事補償引当金	13,586
貸倒引当金	△2,337	その他	8,651
固定資産	1,842,597	固定負債	2,884,190
有形固定資産	995,336	長期借入金	2,843,792
建物・構築物	317,502	長期預り保証金	40,397
機械・運搬具	3,943	負債合計	4,322,050
工具器具・備品	77,818	(純資産の部)	
土地	596,072	株主資本	4,307,000
無形固定資産	327	資本金	2,779,466
投資その他の資産	846,933	資本剰余金	717,624
関係会社株式	620,143	資本準備金	181,148
長期貸付金	42,231	その他資本剰余金	536,476
固定化営業債権	1,837	利益剰余金	863,983
破産更生債権等	659	利益準備金	46,007
前払年金費用	37,098	その他利益剰余金	817,975
繰延税金資産	47,776	繰越利益剰余金	817,975
その他	105,977	自己株式	△54,073
貸倒引当金	△8,791	新株予約権	78,277
資産合計	8,707,329	純資産合計	4,385,278
		負債・純資産合計	8,707,329

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	2,559,019	
不動産事業等売上高	1,374,619	
その他の売上高	4,572	3,938,211
売 上 原 価		
完成工事原価	2,157,379	
不動産事業等売上原価	1,105,875	
その他の売上原価	527	3,263,781
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	401,640	
不動産事業等総利益	268,743	
その他の売上総利益	4,045	674,429
販売費及び一般管理費		388,504
営業利益		285,925
営業外収益		
受取利息・配当金	27,762	
為替差益	10,871	
保険解約戻金	1,493	
未払配当金除斥益	1,288	
その他	3,979	45,394
営業外費用		
支払利息	25,716	
貸倒引当金繰入額	215	
その他	1,930	27,861
経常利益		303,458
特別損失		
固定資産除却損失	0	
貸倒損失	355	355
税引前当期純利益		303,103
法人税、住民税及び事業税	38,248	
法人税等調整額	△12,080	26,168
当期純利益		276,935

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当 期 首 残 高	2,768,662	170,345	536,817	707,162	35,606	655,446	691,053	△54,320	4,112,558	71,997	4,184,555
当 期 変 動 額											
剰余金の配当					10,400	△114,406	△104,005		△104,005		△104,005
新株の発行	10,803	10,803		10,803					21,606		21,606
当期純利益						276,935	276,935		276,935		276,935
自己株式の取得								△115	△115		△115
自己株式の処分			△340	△340				362	21		21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										6,280	6,280
当期変動額合計	10,803	10,803	△340	10,462	10,400	162,529	172,929	246	194,442	6,280	200,722
当 期 末 残 高	2,779,466	181,148	536,476	717,624	46,007	817,975	863,983	△54,073	4,307,000	78,277	4,385,278

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社大盛工業
取締役会御中

2022年9月27日

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 加藤 大 佑
業務執行社員

指定社員 公認会計士 染 葉 真 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大盛工業の2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社大盛工業
取締役会御中

2022年9月27日

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 加藤 大 佑
業務執行社員

指定社員 公認会計士 染 葉 真 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大盛工業の2021年8月1日から2022年7月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月28日

株式会社大盛工業 監査等委員会

監査等委員 熊谷 恵 佑

監査等委員 三 浦 暢 之

監査等委員 池 田 裕 彦

(注) 監査等委員熊谷恵佑及び三浦暢之並びに池田裕彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えており、近時の業績を勘案して、期末配当金につきましては以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 5円 総額 74,780,235円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）
2022年10月27日（木）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第24条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第24条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第24条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第23条（条文省略）	第1条～第23条（現行どおり）
<u>（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	<削除>
第24条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第25条～第50条（条文省略）</p> <p>（附則） 第1条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">（電子提供措置等）</p> <p><u>第24条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第25条～第50条（現行どおり）</p> <p>（附則） 第1条（現行どおり）</p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>1</u> 2022年9月1日（以下「<u>施行日</u>」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第24条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本条は、<u>施行日</u>から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。）6名全員が、本総会終結の時を以て任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふ く い り ゅ う い ち 福 井 籠 一 (1955年2月21日) 【 再 任 】 取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	1977年4月 当社入社 1993年11月 当社土木部工事課長 2003年4月 当社土木部技師 2004年10月 当社取締役土木部技師 2006年4月 当社取締役土木部長 2011年3月 当社取締役土木本部長 2018年9月 井口建設株式会社取締役 2020年7月 同社代表取締役会長（現任） 2021年10月 当社代表取締役社長（現任） 当社入社以来、土木事業に従事し、上・下水道事業に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役土木部長就任後は、土木部門を統括管理し、土木事業の拡大及び効率化を実現いたしました。社長就任後は当社グループの業容の拡大を目指し、各事業を継続的に発展させるための経営戦略の策定を積極的に行っております。また、子会社である井口建設株式会社の代表取締役会長としても、同社の経営方針の策定及び経営指導に当たっております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。	13,843株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	やま くち のふ ひろ 山 口 伸 廣 (1948年7月24日) 【 再 任 】	1970年5月 大道建設株式会社代表取締役 1993年2月 桜木建設株式会社代表取締役 1998年3月 ヒューネット建設株式会社代表 取締役 1998年6月 株式会社ヒューネット（現 株 式会社R I S E）取締役 2007年8月 株式会社総合企画代表取締役 2010年4月 学校法人さいたま学園（現 学 校法人山口総合学園）理事長 （現任） 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役不動産本部長 2012年8月 当社取締役新規事業担当 2017年2月 山口文化財団株式会社代表取締 役（現任） 2021年10月 当社取締役会長（現任）	10,940株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	不動産業界及び会社経営の豊富な知識と経験 により、当社入社以来、不動産事業を推進 し、独特の経営センスにより事業チャンスを 瞬時に捉え、事業として確立させ、当社業績 に寄与しております。また、取締役会長就任 後は、当社グループの業容の拡大を図るた め、積極的に各種提言を行っております。こ れらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き 取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
3	<small>くり き みき お</small> 栗 城 幹 雄 (1967年4月7日) 【 再 任 】	2001年3月 キャピタル建設株式会社入社 2002年7月 株式会社ウィークリーセンター 代表取締役 2003年5月 有限会社オフィスケーエム取締 役 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役OLY推進部長 2011年12月 当社取締役OLY本部長（現 任） 2021年10月 当社取締役土木副本部長（現 任）	31,386株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、当社独自技術であるOLY事 業を指揮し、新たな得意先を積極的に開拓す ることにより、OLYの普及拡大を果たし当 社業績に寄与しております。また、当社事業 に関する各種経営指標の分析を通じて、当社 の経営状況を適確に把握し、取締役間の情報 の共有化を図っております。また、土木副本 部長就任後は、土木本部長を補佐し、土木事 業の拡大及び業務の効率化に努めておりま す。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役 候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	お 織 だ 田 たかし 隆 (1957年2月23日) 【 再 任 】	1981年4月 株式会社大成土木入社 1987年4月 当社入社 1995年11月 当社神戸支店土木部長 1997年4月 当社神戸支店支店長 2000年4月 当社関西支店支店長 2012年8月 当社執行役員土木副本部長 2015年10月 当社取締役土木副本部長 2018年1月 株式会社山栄テクノ代表取締役 社長 2021年6月 港シビル株式会社代表取締役社 長（現任） 2021年10月 当社取締役土木本部長（現任）	11,346株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、土木事業に従事しており、執行役員土木副本部長就任後は、新たな工法であるD0-Jet工法を導入・推進し、当社土木事業の業績に寄与しております。また、子会社である港シビル株式会社の代表取締役社長として、同社の業容拡大を図っており、また、当社の土木本部長として当社土木部門を統括するとともに、当社グループの土木事業の連携及び発展に努めております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
5	おい かわ みつ ひろ 氏 川 光 広 (1962年7月4日) 【 再 任 】	1985年4月 当社入社 2003年9月 株式会社イメージクエストイン タラクティブ経営企画部マネー ジャー 2007年3月 株式会社ビック東海(現 株式 会社T O K A I コミュニケー ションズ) 監査室主事 2012年4月 同社コンプライアンス推進部課 長 2015年1月 当社入社経理部長 2018年1月 株式会社山栄テクノ監査役 2020年8月 当社執行役員経営管理本部長 2021年4月 井口建設株式会社監査役(現 任) 2021年6月 港シビル株式会社監査役(現 任) 2021年10月 当社取締役経営管理本部長(現 任)	473株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、経理、財務の両面において業 務を推進するとともに、企業ガバナンスの側 面からも各種提言を行い、当社の内部統制シ ステムが実効的に運用されるよう努めており ます。また、執行役員経営管理本部長就任後 は、総務、経理、経営企画の全ての事務部門 を統括し、全社的な事務の合理化を実現して おります。さらに子会社である井口建設株式 会社及び港シビル株式会社の監査役に就任し ており、両社の経営全般を監督してしま います。また、取締役就任後は、当社グループ全 体の経営状況を的確に把握し、当社グループ 全体の事務の共通化、効率化を通じて、当社 グループの業績の発展に努めております。こ れらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者 といたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
6	お 尾 崎 忠 弘 (1972年3月26日) 【 再 任 】 取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	1994年4月 株式会社ヒューネット（現 株 株式会社R I S E）入社 1998年4月 ヒューネット建設株式会社入社 2000年7月 キャピタル建設株式会社入社 2002年1月 株式会社ウィークリーセンター 入社営業部長 2020年10月 当社入社執行役員事業開発部長 2021年5月 当社執行役員事業開発本部長 2021年10月 当社取締役事業開発本部長（現 任） 2021年10月 株式会社東京テレコムエンジニ アリング取締役（現任） 不動産物件の購入、販売、賃貸管理で培った 不動産事業の経験、ノウハウを基に、当社入 社以来、不動産事業、太陽光発電事業を推進 しております。また、当社の事業拡大を目指 して、M&Aにより有望な事業会社複数社を 当社子会社とし、当社グループの業容拡大を 図っております。また、子会社である株式 社東京テレコムエンジニアリングの取締役と して、同社の新規事業への取組み等を通じ て、同社の業容拡大を図っております。さら に取締役事業開発本部長就任後は、当社グ ループの土木事業と不動産事業の融合を通じ て全社的に効率のよい事業運営の実現に精力 的に取り組んでおります。これらの実績を踏 まえ、引き続き取締役候補者といました。	2,425株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払限度額の範囲内で損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補の対象としませんこととしております。なお、各候補者が原案のとおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年10月25日開催の当社第53回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現プラン」といいます。）を導入することについて株主の皆様のご承認をいただいております。

現プランの有効期限は2022年10月開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、現プランの継続の是非も含めそのあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、2022年9月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様によるご承認が得られることを条件に、現プランを一部変更したうえで継続することを決議いたしました。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、本プランの有効期限は2025年10月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えており、この方針に変更はありません。ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対し、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社は、「下水道を中心とした生活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい。」という思いから、1967年6月に当社を設立し、「人と地球に優しい、クリーンな環境を未来へ」を基本テーマに、半世紀以上の長きに亘り、上・下水道工事の専門業者として建設業界において事業を行ってまいりました。

当社が所属する建設業界の最近の動向といたしましては、2021年に行われた東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設特需が終わり、受注競争が一層熾烈化してきている状況に加え、円安に伴う建設資材価格の高騰並びに労働者不足による労務賃金上昇等により、厳しい経営環境が続いております。

当社の主力事業である建設事業における東京都発注の上・下水道工事におきましても同様に厳しい状況が続いており、特に建設労働者不足の問題に関しましては、少子化が進む状況及び建設業に就労を希望する人がより減少している状況から、施工管理技術者並びに施工を行う労働者共に確保が難しい状況となっており、この課題は続くものと思われまます。

今後の当社における企業価値向上への具体的な取組みといたしましては、建設事業におきましては、事業を進めていく上で課題となる、東京都における上・下水道工事のみの受注に依存する経営リスクへの対応並びに施工管理技術者及び施工労働者の確保の難しい状況の解消に向け、当社とは競合しない発注先からの公共事業の施工を中心とした事業を展開し、かつ優秀な技術、管理技術者等を有する建設会社の取得（子会社化）に積極的に取り組んでおります。

当社といたしましては、建設事業は経営の核となる事業であり、当該事業における工事売上高及び売上収益の更なる向上を図り、他社との差別化を図るとともに、当社の優位性を高めていくことが最も重要な取組みと考えており、今後も関東圏において土木業種の施工を行う優良な建設会社の取得（子会社化）を積極的に進めてまいります。

不動産事業等におきましては、安定かつ継続的な収益の確保を図るため、不動産物件の建設・販売及び賃貸事業を今後も継続してまいります。

また、当社が独自開発いたしましたO L Y機材のリース事業に関しましては、東北・関東圏エリアにおける受注活動を展開した結果、これまで順調に売り上げを伸ばしており、注文の引き合いに関しましても、施工の効率化によりCO₂排出量の低減が図れること、並びに従来型工法のように同じ場所を何度も掘削・埋戻しを行わないことによる資源の削減が「サステナブル」への取組みにも繋がることの評価を受け、東北・関東圏のほか、中部、近畿、中国・四国、九州圏へと広

がりを見せてきております。

当社といたしましては、工事を発注する官公庁での設計において、O L Y工法が採用される地域が全国へと広がりを見せてきている状況などから、更なる売上規模、収益の向上を図るため、関東以南の中部地域において製作・整備を行う工場の建設、営業拠点の設置等を進めてまいります。

通信関連事業におきましては、現在のN T T局内の保守・管理事業に加え、関連する工事の施工体制を構築し、業容の拡大を図るとともに、建設事業との相乗効果も模索してまいります。

その他の取組みといたしましては、当社全体の業容の拡大、発展を図るため、新規事業の開拓にも積極的に取組んでまいります。

当社は、温暖化等の地球環境の悪化は国際的な問題としてばかりでなく、私たちの身近な問題となっており、特に当社が行う建設事業は、生活に密着したライフラインを守る重要な事業であることから、C O₂排出抑制、サステナブル調達、社会課題を解決する新技術への挑戦など、地球環境の課題の解決に向けた活動を通じて社会に貢献してまいりますとともに、策定した中期経営計画に掲げた「数値目標の達成」並びに「持続的な配当の実施」という目標の実現に向けて真摯に取り組む、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「建設業を通じて人と社会に貢献する。」という企業理念のもとに社会に貢献することを目指していますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っています。

(1) コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っています。また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもって実行されているかをチェックしています。

監査等委員でない業務執行取締役は6名であり、任期は1年であります。会長、

社長は協力して全社を統括・管理しており、その他の4名の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しています。

取締役会は、業務執行取締役6名と監査等委員である取締役3名で構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互に監視しています。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役6名で経営会議を開催し、当社を取巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めています。

一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週1回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しています。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っています。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守し、事業目標の達成に向けて邁進しています。

(2) 内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当社事業に関連する各種法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するために、業務を有効かつ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを実現するために内部統制システムを構築しています。

内部統制システムにおいては、当社の事業活動に関して、まず、現状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これらの活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しています。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の基本方針並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策定して、財務報告に関する正確性を高めています。

また、内部統制システムに対するチェック機関としまして、監査等委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しています。

当社は、これらの活動を通じて、当社の行う各事業に対する内部統制を徹底しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が引き続き就任する予定です。

3. 本プランの内容

（1）本プランに係る手続

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、

以下、「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

¹金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

²金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

⁶金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

（i）買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

⁸金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

⁹営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

¹⁰金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v) 大規模買付等の際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（i）対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

（i）買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該

大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙3に掲げる事由により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとし、当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後にお

いても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を發動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の發動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の發動又は不發動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき發動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の發動を決議した後又は發動後においても、上記

(1)⑦に記載のとおり、対抗措置發動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の發動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2025年10月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更

に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

（1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

（2）事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記3.（3）に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

（3）必要性・相当性確保の原則

①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、

対抗措置の発動又は不発動の決議等において独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は業務執行取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1) ⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した、
（1）社外取締役、又は（2）社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
（1）本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
（2）本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止

(3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて当会社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当会社の費用で、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

熊谷 恵佑（くまがい けいすけ）（1980年7月23日生）

- 2007年12月 新日本有限責任監査法人入社
- 2011年4月 武内公認会計士事務所入所
- 2012年11月 (株)東京アカデミー入社
- 2015年7月 (株)東京コンサルティングファームカンボジアオフィス入社
- 2018年1月 Asia Alliance partner Co.,Ltd. 入社
- 2019年7月 Sincere Accounting Consulting Asia Co.,Ltd. 代表取締役（現任）
- 2020年10月 (株)シンシア会計コンサルティングジャパン代表取締役（現任）
- 2021年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ています。

三浦 暢之（みうら のぶゆき）（1953年12月31日生）

- 1981年7月 公認会計士第三次試験合格
- 1983年1月 公認会計士三浦暢之事務所設立 代表（現任）
- 1988年12月 当社監査役
- 2015年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2020年1月 T I S 税理士法人代表社員（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ています。

池田 裕彦（いけだ ひろひこ）（1981年3月10日生）

- 2009年12月 最高裁判所司法研修所修了
- 2009年12月 弁護士登録
- 2009年12月 港国際法律事務所（現 弁護士法人港国際法律事務所）入所
- 2011年10月 当社監査役
- 2015年1月 池田裕彦法律事務所設立 代表（現任）
- 2015年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ています。

※上記3氏と当社との間には、特別の利害関係等はありません。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高価売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断

される場合

8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

¹¹当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹²公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹³ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等


本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年10月26日（水曜日）
午前10時




書面（郵送）により議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年10月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



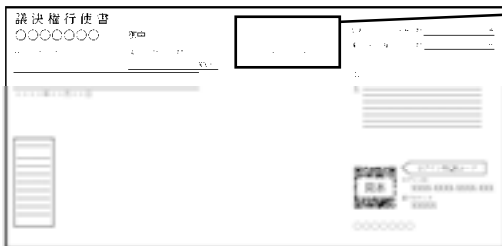
インターネットにより議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年10月25日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



「議決権行使書はイメージです」

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に >> 「賛」の欄に○印
反対する場合 をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



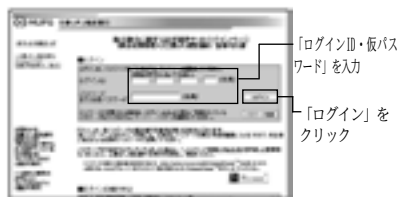
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

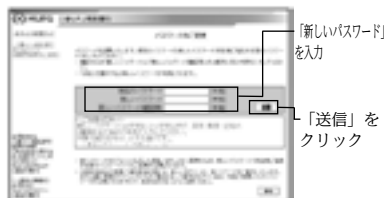
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice, providing a guide for letter height and placement.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

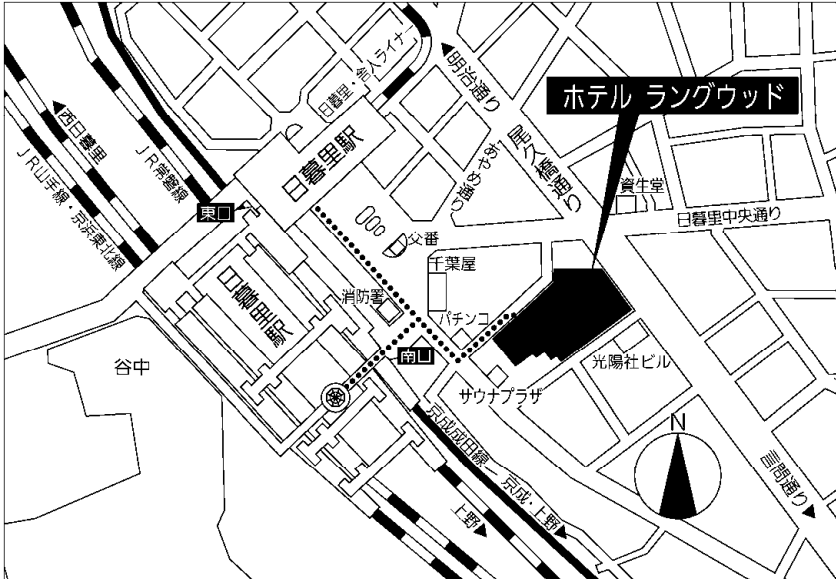
メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図



ホテル ラングウッド 2階 孔雀の間
〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
電話 03-3803-1234 (代)
交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅南口改札徒歩1分
日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分
※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のQUOカード及び総会お土産配布の取りやめについて
本総会の議決権行使をされた株主様へのQUOカードの配布及びお土産の配布は取りやめさせていただいております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。